

IGC コード（電気設備関連）に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編，H 編及び N 編

鋼船規則検査要領 H 編及び N 編

改正事項

IGC コード（電気設備関連）に関する事項

改正理由

液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則である IGC コードは，1983 年に採択されて以降，部分的な改訂は行われていたが全面的な改訂は行われていなかった。このため，近年の技術進歩及び船舶の大型化等に対応させるとともに，船舶の構造及び設備の安全性を更に向上させるべく，IMO において，IGC コードの全面的な見直しが行われた。その結果，2014 年 5 月に開催された第 93 回海上安全委員会 (MSC93) において，IGC コードの改正が決議 MSC.370(93) として採択された。

このため，決議 MSC.370(93)に基づき，液化ガスばら積船における電気設備関連の規定を改めた。

改正内容

- (1) 鋼船規則 H 編に定める危険場所及び非危険場所の定義を鋼船規則 N 編にも規定した。
- (2) 発電及び配電方式並びに関連する制御システムについて，故障モード及び影響分析(FMEA)を行わなければならない旨規定した。
- (3) 故障モード及び影響分析(FMEA)に関する文書を参考用提出書類に加えた。
- (4) 危険場所の照明装置の回路は，少なくとも 2 系統に分離しなければならない旨規定した。
- (5) 外部電源式陰極防食装置用の電極，電気式測深装置及び船速距離計は，ガス密の容器内に設置しなければならない旨規定した。
- (6) サブマージド形貨物ポンプ用電動機に関する要件を規定した。